様

群馬県知事 山本 一太

## ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録取消通知書

ぐんま犬猫パートナーシップ制度実施要領(以下、「要領」という。)第11に基づき、ぐんま犬猫パートナーシップ事業所の登録を取り消します。ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録証を速やかに返却してください。

1	取消日	年	月	日								
2	登録申請者名											
3	取消事業所名											
4	取消事業所の所在地											
5	パートナー登録のる	有効期間	盯	年	月	日	から	年	月	日	まで	
6 取消理由												
□ 登録基準その他要領に定める事項を遵守していないため												
□ 動物愛護及び管理に関する法律第16条に基づく廃業等の届出を行ったため												
□ 登録事業所の関係者が、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を												
行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの												
であると判明したため												
	□ 法令及び公序良俗に反する行為を行う者であると認められるため											
	□ 県の信用又は品位を害する行為を行う者であると認められるため											